

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 55 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、両親が自分たちの分と一緒に支払って来ていたと思うが、母親に聞いたところ、「はっきりと覚えていないが、途中から加入したのであれば、その時に遡って支払える分だけは支払っていると思う。」と言っている。申立期間の保険料納付について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 55 年 4 月に払い出されたものとみられる上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は同年同月に初めて行われ、その際、20 歳到達月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、申立期間の保険料について、その当時、申立人の両親が、両親自身の保険料と併せて納付していたことは考え難い。

一方、申立人の母親は、「昭和 55 年 4 月に国民年金の加入手続を行っていたら、その時点で、遡及可能な期間については遡及して国民年金保険料を納付したはずである。」ともしているところ、その時点で、申立期間のうち、昭和 51 年 6 月から 52 年 12 月までは第 3 回特例納付により、53 年 1 月から 54 年 3 月までは過年度納付により、同年 4 月から 55 年 3 月までは現年度納付により、それぞれ遡及納付することが可能な期間であった。

また、申立人の母親の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の母親に係る国民年金被保険者台帳から、その国民年金加入期間のうち、昭和 36 年

4月から40年3月までを47年6月に第1回特例納付により、40年4月から41年3月までを同年10月に過年度納付により、それぞれ遡及納付していることが確認でき、55年4月の時点で、申立人の母親が、保険料の遡及納付について了知していた状況がうかがわれることから、申立人の国民年金加入手続を行った際に保険料を遡及納付したとする申立人の母親の供述もあながち不合理なものではない上、申立人の母親は、申立人の父親とともに、国民年金加入期間に未納は無く、共に付加保険料を納付している期間や前納期間があるなど、納付意識は高かったと考えられることを踏まえると、むしろ、遡及納付は行われたものとするのが自然である。

このため、申立人の母親が、昭和55年4月に申立人の国民年金保険料を遡及納付したことを前提にして、その納付期間を想定すると、申立期間のうち、54年4月から55年3月までは現年度納付対象期間であることから、当然、遡及納付したものと考えられる上、過年度納付対象期間である53年1月から54年3月までについても、A市では、時期は異なるものの過年度保険料を預かっていた時期があったことなどから、遡及納付した可能性を想定しても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年6月から52年12月までについては、前述のとおり、第3回特例納付によらなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、A市では、第3回特例納付に係る保険料を市において預かることは無かったとしている上、申立人の母親も、遡及納付に係る具体的な記憶は無く、納付方法、納付金額等が不明であることなどを踏まえると、申立人の母親が、第3回特例納付によらなければ納付することができない期間についても保険料を納付したとまでは言い難い。

以上の状況を勘案すると、申立期間のうち、申立人の母親が遡及して国民年金保険料を納付した期間は、昭和53年1月から55年3月までであると考えられるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1559

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月5日から17年4月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた時に、厚生年金保険料として控除されていた額が、国の記録と一致していないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年9月及び14年9月については、申立人から提出された給料支払明細書及びB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及びB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年1月から同年8月まで、同年10月から14年8月まで、及び同年10月から17年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及びB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致しているほか、14年9月の標準報酬月額については、申立人の報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年1月から4年8月までは、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成4年8月まで

A社には、昭和63年5月から倒産する平成4年8月まで勤務しており、報酬月額は勤務期間を通して45万円から50万円ぐらいあり、退職後の失業保険も月25万円ぐらい受けていたと思う。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成3年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出のあった同年分の給与所得の源泉徴収票により推認できる各月の厚生年金保険料の控除額と申立人から提出のあった同年7月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額がおおむね一致しており、当該給与明細書から、28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年1月から同年8月までの期間については、

申立人から提出のあった同年2月分、同年4月分及び同年9月分の給与明細書から、28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同年1月分、同年3月分、同年5月分から同年8月分の保険料控除額が確認できる資料は無いものの、保険料控除額は同額であったと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年5月から平成2年12月までの期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等が無い上、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、昭和61年7月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年9月まで  
② 平成8年10月から10年9月まで

昭和56年にA社に入社してから、平成13年に会社が破産し退職するまで、給料が下がったことは無かったが、申立期間の標準報酬月額が下がっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、昭和58年10月から60年9月までは17万円、同年10月から61年9月までは18万円と記録されている。

しかし、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「61.07.01 月額 200 千円」と随時改定の記録が記載されていることから、申立人について昭和61年7月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが認められる。

また、当該被保険者原票に、「中間時進達 60.10.1」の印が押印されていることから、昭和61年に実施された記録のオンライン化を前に、60年10月の定時決定以前の記録が社会保険業務センター（当時）に対し進達され、その後届け出られた61年7月1日の随時改定の記録がオンラインに記録されなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和61年7月から同年9月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和58年10月から61年6月までの標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票と、オンライン記録が一致している上、申立期間②の標準報酬月額についても、

オンライン記録から訂正等の不自然な点は認められない。

また、当該期間において、A社の厚生年金保険被保険者である同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者が複数確認できる上、そのうちの一人は、「基本給が下がるようなことは無かったが、休むと給料が引かれ、皆勤手当も付かなかったので、支給額の変動はあった。」と供述していることから、申立人の標準報酬月額が減額しているとしても必ずしも不自然とは言えない。

さらに、申立人は当該期間に係る給与明細書を保管していないため、A社の元事業主に照会したものの、当時の賃金台帳等の関連資料は無いとの回答があり、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

このほか、当該期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1562

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成12年4月1日から15年1月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日を同年1月31日と届出されたため、厚生年金保険の記録が1か月空白となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を申立てどおり行ったかどうかは不明としているものの、申立期間に係る厚生年金保険料について納付したと供述しており、当該事業所から提出された社会保険料の口座振替を行っていた預金通帳の写しにより、平成15年2月末日（同年1月分保険料）及び同年3月末日納付（同年2月分保険料）の納付金額に申立人の保険料が含まれている

ことは確認できる。しかし、申立人に係る資格喪失届の処理は、同年3月31日に行われており、同年4月末日納付分（同年3月分保険料）の計算において、既に納付済みであった申立人の保険料（同年1月及び2月分）が減額調整されて納付されていることが確認できる上、事業主が資格喪失日を平成15年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、A社B支店に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社B支店における申立人の被保険者期間のうち、資格喪失日（昭和19年10月1日）及び資格取得日（昭和22年9月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額について、19年10月から21年3月までは130円、同年4月から22年5月までは240円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年10月1日から19年6月1日まで  
② 昭和19年10月1日から22年9月1日まで  
③ 昭和25年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和11年11月にA社に入社し、転勤はあったが、29年7月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が提出した申立人の在籍証明書から、申立人は、昭和11年11月に入社し、申立期間②を含め29年7月12日まで、同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日欄に

は「19.10.1」と記載され、備考欄には、「○で囲んだ『郵』」の記録が確認できるが、同名簿の表紙には、「19.10.1、○で囲んだ『郵』」の記録について、「19.10.1 から団体郵便年金に加入の為、厚年を喪失ということ（22.9.1まで）」との説明書きの記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する団体郵便年金制度と厚生年金保険法との関係に係る資料等によれば、団体郵便年金加入者については、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、また、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとするとされていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和19年9月及び22年9月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、19年10月から21年3月までは130円、同年4月から22年5月までは240円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

申立期間③について、上記在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、在籍証明書では昭和25年3月27日にA社B支店から同社C支店に異動とされており、申立期間③においては同社C支店に勤務していたことから、同社C支店の資格取得日を同社B支店の資格喪失日である同年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、上記在籍証明書によると、申立人はA社B支店において継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社B支店は昭和18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、17年10月1日から18年3月31日までの期間については、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社の事務を代行しているD社に照会したものの、「人事記録から在籍は確認できるが、厚生年金保険の資格得喪に係る取扱いは資料が無いため不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社B支店が適用事業所となった昭和18年4月1日に資格取得している申立人と同年代の同僚14人について調査したところ、いずれも他界又は連絡先不明であり、申立期間①当時の厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1564

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和38年3月にA社C工場に入社してから平成10年3月末に退職するまで、継続して同社に勤務していた。申立期間は、同社に在籍したまま、D社に出向しており、勤務場所、勤務形態に変わりはない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、同社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と同じ昭和50年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚7人について、オンライン記録を確認したところ、5人の同僚については異動前に勤務していた事業所における資格喪失日が昭和50年7月1日と記録されており、厚生年金保険被保険者期間が継続していることから、申立人の同社B支店での資格喪失日を同日と訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記載する

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年7月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年12月から19年7月までは60円、同年8月から21年3月までは100円、同年4月から同年6月までは130円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月21日から21年7月2日まで

父親の「ねんきん特別便」には、A社（現在は、B社）に勤めていた当時の厚生年金保険被保険者記録が無いので、B社に照会したところ、「厚生年金保険被保険者期間として、昭和18年12月21日から21年7月2日までの記録がある。」との回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る払出簿兼名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における資格取得日は昭和18年12月21日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当該払出簿兼名簿の記録において、申立人を含む複数の同僚について、A社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所における申立人及び当該同僚の厚生年金保険記録の管理は、十分に行われていなかったことがうかがえる。

また、B社が保管する労働者年金保険被保険者台帳において、申立人が昭和18年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年7月2日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和18年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年7月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する労働者年金保険被保険者台帳から確認できる標準報酬月額の記載から、昭和18年12月から19年7月までは60円、同年8月から21年3月までは100円、同年4月から同年6月までは130円とすることが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1566

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所の記録では、昭和38年5月31日から同年6月1日までの期間、厚生年金保険に加入していた事実を確認できないが、同年5月31日はA社B支店に在籍しており、同年6月1日に同社C支店へ転勤となった。

昭和34年4月1日にA社B支店に入社以来、平成13年2月25日の退職日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び申立期間当時、A社B支店に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料の納付を確認する資料が残存しないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年6月1日と届け出たに

もかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

申立期間は学生であり、収入の無い学生が国民年金保険料を納付することを疑問に思ったが、父親が市役所に問い合わせたところ、学生も強制になったので国民年金保険料を納付するよう言われ、母親が納付してくれていた。20歳の時から保険料を納付しており、申立期間についても納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親に聴取したものの、加入手続及び保険料納付に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人の母親は、申立人が20歳到達時に国民年金に加入して以降、毎月、国民年金保険料を納付しており、申立期間についても継続して納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は職権により払い出されており、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年3月以降に払い出されたものとみられる上、申立人の20歳到達月である60年\*月から申立期間直前の61年3月までの保険料は、62年10月30日に、当該記号番号により過年度納付されていることがA市の当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿から確認できるなど、申立人の母親の供述を裏付ける納付状況は見当たらないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は学生であったことから、国民年金への加入は任意となるが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録

共に、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、当該被保険者名簿の備考欄には「61. 4 月より昼間部大学入学 61. 10. 27 父より tel 喪失したいとのこと 来所するよう指導」と記載されているところ、申立人の父親も、当時、学生が国民年金保険料を納付することを疑問に思い、同市にその旨問い合わせたことがあることを記憶していると供述しており、備考欄の記載内容と符合していることなどを勘案すると、申立期間については、申立人が大学に入学し、国民年金の任意加入対象となったことを受け、国民年金被保険者資格を喪失したものと考えられ、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然さは見受けられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から62年1月まで  
昭和58年8月に、勤務していた会社が倒産したので国民年金に再加入し、62年1月まで国民年金保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和58年8月に勤務していた会社が倒産したため国民年金に再加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は36年11月に払い出されていることから、申立期間について国民年金に再加入する場合、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行うこととなるが、オンライン記録及び当該記号番号に係るA町の国民年金被保険者名簿の記録共、41年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人は60歳を超えているため、国民年金に加入する場合、高齢任意加入制度によらなければならないが、同制度が開始されたのは昭和61年4月であることから、申立期間のうち58年8月から61年3月までは、制度上、国民年金に加入することはできない期間である上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1018

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から60年12月まで  
国民年金には20歳になった時に加入し、国民年金保険料もその時から必ず支払っている。年金手帳にも、国民年金の被保険者となった日として昭和56年\*月\*日と記載されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶は曖昧であり、「父親が、父親自身の保険料と一緒に私の保険料も納付していたと言っている。」ともしているが、その納付方法等について具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、所持している年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」が昭和56年\*月\*日となっているとも主張しているが、当該日付は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されるものであることから、申立人が同日に加入手続を行ったことや、同日から保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から51年3月まで  
20歳になった時から昭和44年の中頃までは、大学や大学院に通っていた時期であるが、この時期の国民年金保険料は、母親が、母親自身の分と一緒に支払ってくれていた。それ以降も自分で支払っていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び自身が学生であった期間の保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続及び保険料納付についての具体的な供述を得ることができず、加入手続及び申立人が学生であった期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳も、昭和51年12月に払い出された国民年金手帳記号番号により作成されたものである上、申立人は、当該年金手帳以外の年金手帳の所持についての具体的な記憶も無く、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1567

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 30 日から 45 年 3 月まで  
中学校卒業後、すぐに 4 年間働き、退職した数日後には次の会社に勤務したにもかかわらず、納めているはずの年金記録が無いのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和 43 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本による調査では、当時の役員は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間にA社で勤務していたとする同僚については、オンライン記録及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録は見当たらない上、当該同僚からは申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年9月まで

申立期間について、所得税源泉徴収簿を確認すると毎月の給与の総支給額が35万円となっているにもかかわらず、標準報酬月額が34万円となっているのはおかしいので、標準報酬月額の相違について調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成4年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高額であることが推認できる。

しかしながら、当該所得税源泉徴収簿には社会保険料控除額が記載されておらず、申立人の主張を裏付けるものと認めることはできない。

また、A社の代表取締役である申立人から、厚生年金保険料の控除額を確認できる資料等の提出が無いため、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、当時、A社の顧問をしていた税務会計事務所に照会したところ、代表者は既に他界し、廃業していることから、申立人が主張する標準報酬月額を確認できる賃金台帳等の関連資料は無く、申立人の申立期間の報酬月額

及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1569

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月から 20 年 3 月まで

平成 16 年 9 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額が引き下げられており、不自然である。引き下げた届出書を提出した覚えは無く、当時、社会保険料の滞納も無かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 16 年 9 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額については、当初、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までは 15 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 11 万 8,000 円と記録されていたところ、17 年 9 月 5 日付けで、当該期間の全てについて、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、自身が A 社の事業主であったとしており、商業登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役（取締役は申立人のみ）であったことが確認できる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、「平成 17 年 9 月 1 日実地調査済」と記載されており、16 年 4 月、5 月及び 6 月の報酬月額がそれぞれ 3 万円、3 万 450 円及び 4 万円で届出され、同年 9 月からの標準報酬月額が遡って 9 万 8,000 円に決定されている。

さらに、平成 18 年 7 月 6 日に社会保険事務所（当時）に提出された A 社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、同年 4 月、5 月及び 6 月の報酬月額はそれぞれ 5 万円で届出され、同年 9 月からの標準報酬月額は 9 万 8,000 円に決定されていることが確認できる上、19 年 6 月 28 日に提出された同社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、同年 4 月、5 月及び 6 月の報酬月額はそれぞれ 5 万円で届け出され、

同年9月からの標準報酬月額が9万8,000円に決定されている。

加えて、申立人は、「社会保険料の滞納も無く、標準報酬月額を減額する手続は行っていない。」と主張しているが、「私は事業主であり、社会保険関係の手続は自身が行った。」旨の供述を踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の決定がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の事業主として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 29 日まで  
昭和 49 年 4 月 1 日にA社に入社し、初任給は 12 万円くらいであり、退社時の給与は 16 万円くらいだったと記憶している。  
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から得ていた報酬額と比べ、標準報酬月額が低額であると申し立てている。

しかし、A社から提出された標準報酬月額決定通知書等によると、オンライン記録のとおり届出されていることが確認できる上、昭和 52 年算定基礎届の備考欄には、標準報酬月額 9 万 2,000 円に見合う厚生年金保険料額の記載があることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、訂正された形跡等はなく、不自然な点は認められない。

さらに、当該原票の現金給付記録欄には、昭和 49 年 7 月に標準報酬月額 5 万 2,000 円として算出された傷病手当金の支給記録が確認できる。

加えて、申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚 6 人について、健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、当該原票に記録された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、当該同僚と比較しても申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで  
申立期間について、標準報酬月額が 19 万円から 16 万円に変更されている。減給された記憶が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、19 万円と記録されていたところ、平成 6 年 9 月 30 日付けで、5 年 10 月に遡って 16 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が社会保険事務手を委託している社会保険労務士事務所に照会したところ、「当時の賃金台帳は保管年数が過ぎているため破棄しているが、保存されていた月額変更届の写しを見ると、厚生労働省の記録は正しい。また、当方の台帳に記載されている申立期間の標準報酬月額も 16 万円となっている。」と回答している。

また、上記労務士事務所から提出された平成 6 年 5 月における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書によると、従前の標準報酬月額として 16 万円と記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。